

2023年度

調査・研究への助成応募要領

電子回路基板技術に関する基礎技術、応用技術及び生産技術の調査・研究への助成応募は、本要領により行われますので「申請される方への注意」をご確認のうえ、所定の申請書に正確に記載してください。

1. 助成の対象領域

電子回路基板技術に関する基礎技術、応用技術及び生産技術の調査・研究を対象とし、その成果が電子回路基板技術の発展に貢献することが期待され得るもので、その調査・研究の期間は1年とします。

ただし、1年の調査・研究で終了が難しく、更に1年（通年で2年）助成を希望する場合は、申請書の「1年・2年希望」の欄に2年を○で囲んでください。

2. 応募の資格

応募資格者は、次の機関・団体等、または同機関・団体等に所属する常勤の研究者・技術者等とします。

- (1) 大学及び高等専門学校
- (2) 国公立等の研究機関
- (3) その他本財団で認めた機関・団体等

3. 助成の金額

100万円を基準としますが、内容によって減額することがあります。この助成金は、調査・研究のための設備・什器備品費、消耗品費等指定費目以外に使用することはできません。

4. 調査・研究の実施期間

助成の対象となる調査・研究は次の期間内に実施され、成果が得られるものとします。

- (1) 1年の場合：2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間
- (2) 2年の場合：2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間

5. 助成対象者の選定

助成対象者の選定は選考委員会における厳正な審査を経てその採否を決定し、2024年2月下旬までに申請者宛に助成期間を含め採否通知します。

なお、採択後、申請時と異なる事態を生じた場合は、採択が取り消されることもありますので十分注意してください。

6. 調査・研究の「終了報告書」

申請時における1年の調査・研究実施計画の終了日から2ヶ月以内に、所定の「終了報告書」を必ず提出しなければならない。

7. 調査・研究の「中間報告書」

2年に亘り助成金を受ける場合は、1年経過後2ヶ月以内に所定の「中間報告書」を必ず提出しなければならない。

※2年目の助成金は中間報告の内容および選考委員との面接（オンライン）後に継続の可否を含め決定し、助成金を支出します。

8. 調査・研究成果の公表

本助成により得た成果を、「調査・研究論文等の文書によって公表」することが強く望まれます。

その公表の際は、本財団から助成があった旨必ず付言し、その旨記載した印刷物を必ず1部、速やかに本財団宛提出してください。

本財団のホームページ等で報告の概略を実績情報として公開します。

9. 申請書の提出期間（期限）

2023年10月1日から同年11月15日までの1.5ヶ月間

上記期間外の受付は致しませんので、期限を厳守してください。

10. 申請書の提出先

〒163-1388

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー43階
一般財団法人電子回路基板技術振興財団
事務局

11. 問合せ先

一般財団法人電子回路基板技術振興財団
事務局

Tel : 080-3569-2511

E-mail : jimukyoku@ecb-zaidan.or.jp

URL : <http://www.ecb-zaidan.or.jp>

以上